

南相馬市民プール

指定管理者業務仕様書

令和 7 年 7 月

南 相 馬 市

自家用電気工作物保守点検業務仕様書

本仕様書は、南相馬市民プールにおける自家用電気工作物保守点検業務について次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目166番地

2. 設備概要

需要設備容量 600KV

3. 定例業務

(1) 対象とする自家用電気工作物の維持及び運用について、日常巡視等の結果を問診により確認の上、保安規定に定める定期的な巡視、点検及び測定・試験を行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない場合又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について指示又は助言を行うものとする。

①月次点検 1か月1回

②年次点検 1年1回（定期検査と併せて実施）

③臨時点検 必要の都度（障害発生時等）

(2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある連絡を受けた場合は、現状を確認し、送電停止等必要な応急措置を指示するとともに、事故原因の究明に協力し、再発防止につき、とるべき措置を指示又は助言し、必要に応じ臨時点検を行い、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規制に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指示を行うものとする。

(3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会を行うものとする。

4. 定例業務以外の業務

(1) 非常用予備発電装置を他から移動して設置する場合は、委託者は受託者の検査及び指導を得て運転を行うものとする。

(2) 定例業務以外の業務は、工事中の点検、竣工検査、官庁への手続業務、技術業務及びその他業務をいうものとする。

5. 手数料

(1) 定例業務の手数料は、受託者の定める手数料細則に定めるところによるものとする。

(2) 上記の他、定例業務以外の業務は、定例業務手数料とは別に手数料と消費税等を申し受けて行うものとする。

6. 手数料の変更

経済情勢の変動その他やむを得ない事由がある場合は、委託者、受託者協議のうえ、保安業務手数料を変更するものとする。

7. その他

本仕様書に定めていない事項が生じた場合は、その都度委託者、受託者協議するものとする。

8. 環境への配慮

南相馬市役所の環境マネジメントシステム活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき環境に配慮した活動を行うものとする。

消防設備保守点検業務仕様書

本仕様書は、南相馬市民プールにおける消防設備保守点検業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目 1 6 6 番地

2. 消防設備名

- (1) 消防機器
- (2) 消火器

3. 消防設備保守点検業務内容

- (1) 当施設の消防設備について、定期点検若しくは臨時点検を行い、設備機能を常に完全な状態に保守するものとする。
- (2) 指定管理者が履行すべき点検業務は、誘灯、誘導標識、配線、非常用警報器具及び設備等、当施設に設置してある消防設備とする。
- (3) 保守点検は、定期巡回方式とし、下記のとおり行い、臨時点検は設置者より故障発生連絡があった場合に行うものとする。

・消防機器

点検区分	点検実施の回数
機器点検	年度中に1度
総合点検	年度中に1度

- (4) 指定管理者は、点検業務において技術員（消防設備士及び消防設備点検資格を有する者）を派遣し、この業務を行うものとする。
- (5) 指定管理者は、指定期間中における機器の保守について一切の責任を負い、消防設備が火災又は誤報により作動した場合には、早急に現場へ急行し適切な処置をとるものとする。
- (6) 点検の内容

消防法施行規則第31条の4第1項の規定による点検を実施するものとする。

外観点検	消防設備機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項を消防設備の種類に応じて確認のこと。
機能点検	消防設備機器の性能について外観から又は簡易な操作により判別できる事項を消防設備の種類に応じ、基準に従い確認すること。
総合点検	消防設備機器の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防設備を使用することにより、当該消防設備の総合的な機能を消防設備の種類に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

4. 消火器保守点検業務内容

(1) 点検要領

令和2年12月25日消防庁告示第19号（消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める告示）により実施するものとする。

・消火器

点検区分	点検実施の回数
機器点検	年度中に1度
総合点検	年度中に1度

(2) 点検時の注意事項

- ① 器具の性能に支障がなくともゴミ等の汚れは、雑巾等で清掃すること。
- ② 合成樹脂製の容器又は部品の清掃には、シンナー、ベンジン等の有機溶剤を使用しないこと。
- ③ キャップの開閉には、所定のキャップスパナを用いること。
- ④ 点検または整備のために消火器を所定の位置から移動する場合は、代替消火器を設置しておくこと。
- ⑤ 点検整備において、指定管理者が点検中に財産等を破損した場合は市と協議すること。

5. 点検報告書の提出

指定管理者は、業務完了時に業務報告書を市へ提出すること。

6. その他

業務遂行上疑義が生じた場合、市と協議の上決定する。

7. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

太陽光設備保守点検業務仕様書

本仕様書は、南相馬市民プールにおける太陽光設備保守点検業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目166番地

2. 設備概要

名 称	太陽光発電システム
連携する電力系統	高圧一般配電線
設 備 容 量	太陽電池容量 10KW 以上
逆 潮 流 の 有 無	逆潮流なし（但し電力会社との協議による）

3. 構成機器

No.	機器名	仕 様	数量	備 考
1	太陽光モジュール	単結晶系シリコン 375W/枚	30 枚	10 直列 3 並列
2	太陽電池設置用架台	SS400 溶融亜鉛めっき HDZ45	1 式	
3	太陽光発電用 パワーコンディショナ	三相三線 10KW 接続箱機能付・バリスタ付	1 台	
4	データ計測装置	小型端末計測表示システム	1 台	気温計、日射計含む

4. 業務内容

太陽光設備の保守点検（年1回）を行う。

5. 点検報告書の提出

指定管理者は、業務完了時に業務報告書を市へ提出すること。

6. その他

業務遂行上疑義が生じた場合、市と協議の上決定する。

7. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

自動ドア保守点検業務仕様書

本仕様書は、南相馬市民プールにおける自動ドア保守点検業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目166番地

2. 業務内容

南相馬市民プールの自動ドアの保守点検（年3回）を行う。

・点検項目

- ① 作動履歴（累計開閉回数、過負荷検出状況）
- ② パラメータ設定値（開閉速度、開き保持時間、過負荷検出感度）
- ③ 検出装置（取付け状態、検出範囲及び感度、補助センサーの機能）
- ④ 駆動装置（手動開閉操作、取付け状態、モータ異音、駆動ギア・プーリーの緩み、損傷、摩耗ベルト・ワイヤ・チェーンの伸び、緩み、損傷、摩耗）
- ⑤ 制御装置（パラメータ設定値の制御・作動状況検査）
- ⑥ 懸架部（走行レール・吊り戸車の汚れ、異音、摩耗、損傷、脱線防止部材、トッパー取付け状態）
- ⑦ 建具部（点検カバー取付け・扉建付け・扉下部振れ止め取付け状態、指挟み防止対策）
- ⑧ 電気回路（配線・結線・接続状態、電源電圧、絶縁抵抗）
- ⑨ 電気錠（作動状況）
- ⑩ その他（総合動作、自動ドア・警告・指挟み注意ステッカー、故障連絡シール）

3. 点検報告書の提出

指定管理者は、業務完了時に業務報告書を市へ提出すること。

4. その他

業務遂行上疑義が生じた場合、市と協議の上決定する。

5. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

還水槽等洗浄業務仕様書

本仕様書は、南相馬市民プールにおける還水槽等洗浄業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目166番地

2. 構成機器

還水槽（機械室下部）

逆洗排水槽（機械室下部）

エコキュート貯湯槽（機械室）

3. 業務内容

還水槽洗浄（年1回）を行う。

逆洗排水槽の内部確認（年1回）を行う。

エコキュート貯湯槽の内部確認（年1回）を行う。

4. 点検報告書の提出

指定管理者は、業務完了時に業務報告書を市へ提出すること。

5. その他

業務遂行上疑義が生じた場合、市と協議の上決定する。

6. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

温水熱源機保守点検業務仕様書

本仕様書は、南相馬市民プールにおける温水熱源機保守点検業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目166番地

2. 構成機器

No.	機器名	仕様	数量
1	空冷電気ヒートポンプ式 チラー熱源機 寒冷地仕様	インバーターポンプ内臓 寒冷地仕様 屋外設置型 空調波対策品 消費電力：49KW 運転電流：144A ※内臓ポンプ除く 冷媒 R410A 圧縮機容量制御 7～100% 各種安全装置・内臓循環ポンプ凍結防止 運転機能・本体コントローラ・防振ユニット・ドレンパンヒータ圧力計 他付属品一式 冬季外気センサーによる強制送風機運転機能付	5台
2	熱源機別置コントローラ	事務室にて発停・操作・監視	1台

3. 業務内容

温水熱源機保守点検（年2回）を行う。

温水熱源機フロン漏洩簡易点検（年4回）を行う。

※うち2回は温水熱源機保守点検と併せて実施する

4. 点検報告書の提出

指定管理者は、業務完了時に業務報告書を市へ提出すること。

5. その他

業務遂行上疑義が生じた場合、市と協議の上決定する。

6. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

デシカント空調機等保守点検業務仕様書

本仕様書は、南相馬市民プールにおけるデシカント空調機等保守点検業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目 1 6 6 番地

2. 構成機器

No.	機器名	仕 様	数量
1	デシカント空調機 (プール対応品・ 屋外設置型)	給気風量：14,000m ³ /h 換気風量：7,000m ³ /h 再生吸排気風量：14,000m ³ /h 除湿能力：100.8KW (144.5L/h) 暖房能力：121.3KW デシカント空調機内臓制御盤、遠方操作盤 デシカント空調機ファン部分のみ防振ユニット・フィルター 他付属品一式共	5 台
2	デシカント空調機 附属冷凍機 (予冷)	冷媒 R410A 呼称定格出力：33.5KW 消費電力：52.6KW 高・中温用・屋外設置・アクティブフィルター・ 防振ユニット共	1 台
3	デシカント空調機 附属冷凍機 (再冷)	冷媒 R410A 呼称定格出力：18.5KW 消費電力：32.5KW 高・中温用・屋外設置・アクティブフィルター・ 防振ユニット共	1 台

3. 業務内容

- (1) デシカント空調機等保守点検 (年 2 回) を行う。
- (2) 冷凍機フロン漏洩簡易点検 (年 4 回) を行う。
※うち 2 回はデシカント空調機等保守点検と併せて実施する
- (3) 冷凍機フロン漏洩定期点検 (年 1 回) を行う。

4. 定期点検の実施者

フロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知見を有する者が自ら検査を行い、又は検査に立ち会うこと。

5. 定期点検の方法

管理第一種特定製品からの異常音の有無についての検査並びに管理第一種特定製品の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器へ

の霜の付着の有無についての目視による検査並びに直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査を行う。

6. 点検報告書の提出

指定管理者は、業務完了時に業務報告書を市へ提出すること。

7. その他

業務遂行上疑義が生じた場合、市と協議の上決定する。

8. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

空調機保守点検業務仕様書

本仕様書は、南相馬市民プールにおける空調機保守点検業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目 1 6 6 番地

2. 構成機器

No.	機器名	仕 様 (定格能力値以外は参考値)	数量
1	空冷ヒートポンプ ビルマルチエアコン 高効率型 (プール附室系統)	室外機 冷房能力：33.5KW 暖房能力：37.5KW 消費電力：10.62KW (定格冷房標準) 10.18KW (定格暖房標準) 10.00KW (最大暖房低温) 圧縮機：6.91KW×1台 送風機 (室外機)：0.56KW×2台 騒音地：76 dB 附属品：アクティブフィルター、防振ユニット、標準附属品一式共、冬季外気温センサーによる強制送付機運転機能付	1台
2	空冷ヒートポンプ ビルマルチエアコン (エントランスホール系統)	室外機 冷房能力：61.5KW 暖房能力：69.0KW 消費電力：19.64KW (定格冷房標準) 20.00KW (定格暖房標準) 19.32KW (最大暖房低温) 圧縮機：(6.09KW×1台) × (6.91KW×1台) 送風機 (室外機)：(0.56KW×2台) + (0.56KW×2台) 騒音地：75 dB・76 dB 附属品：アクティブフィルター、防振ユニット、標準附属品一式共、冬季外気温センサーによる強制送付機運転機能付	1台

3. 業務内容

空調機保守点検 (年2回) を行う。

空調機フロン漏洩簡易点検 (年4回) を行う。

※うち2回は空調機保守点検と併せて実施

4. 点検報告書の提出

指定管理者は、業務完了時に業務報告書を市へ提出すること。

5. その他

業務遂行上疑義が生じた場合、市と協議の上決定する。

6. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

エコキュート給湯器保守点検及び内部清掃業務仕様書

本仕様書は、南相馬市民プールにおけるエコキュート給湯器保守点検及び内部清掃業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目166番地

2. 構成機器

機器名	仕様	数量
空冷ヒートポンプ式 電気給湯 熱源ユニット	直結給水対応（水道法認証品） 各種安全機能・装置付 加熱能力：30.0KW 電源：三相200V、圧縮機：6.4KW 送風機：0.4KW×2 定格消費電力：6.98KW 年間加熱効率：3.9 配管口径：給湯20A、返湯20A、排水20A 入水圧：500kpa以下 アクティブフィルター・防振ユニット、専用リモコン共 冬季外気温センサーによる強制送風機運転機能付 凍結防止切替弁 KITZEA200-UTNE 相当品 25A	3台

3. 業務内容

エコキュート給湯器保守点検（年2回）及び内部清掃（年1回×3台）を行う。

4. 点検報告書の提出

指定管理者は、業務完了時に業務報告書を市へ提出すること。

5. その他

業務遂行上疑義が生じた場合、市と協議の上決定する。

6. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

プール水質検査業務仕様書

本仕様書は、南相馬市民プールにおけるプール水質検査業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目166番地

2. 業務内容

南相馬市民プールの水質検査を行う。

・検査対象プール

No.	区分	検査項目	検査回数
1	25mプール 1基	①一般水質検査	月に1回
		②濁度採水栓用	月に1回
		③総トリハロメタン	年度中に1回
		④レジオネラ菌	年度中に1回
2	幼児用プール 1基	①一般水質検査	月に1回
		②濁度採水栓用	月に1回
		③総トリハロメタン	年度中に1回
		④レジオネラ菌	年度中に1回
3	プール室内	①炭酸ガス	年度中に1回
		②塩素ガス	年度中に1回

4. 点検報告書の提出

指定管理者は、業務完了時に業務報告書を市へ提出すること。

5. その他

業務遂行上疑義が生じた場合、市と協議の上決定する。

6. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

プール循環浄化装置保守点検業務仕様書

本仕様書は、南相馬市民プールにおけるプール循環浄化装置保守点検業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目166番地

2. 業務内容

水泳プール循環浄化装置保守点検（年6回）

（1）25mプール用循環浄化装置

（2）幼児プール用循環浄化装置

上記装置の点検を年6回行う。

3. 点検報告書の提出

指定管理者は、業務完了時に業務報告書を市へ提出すること。

4. その他

業務遂行上疑義が生じた場合、市と協議の上決定する。

5. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

緊急用浄水装置保守点検整備業務仕様書

本仕様書は、南相馬市民プールにおける緊急用浄水装置保守点検整備業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目166番地

2. 業務内容

緊急用浄水装置保守点検整備（年1回）

- (1) 装置可動確認
- (2) 機械廻りの配管確認
- (3) 切替弁動作確認
- (4) ポンプ類点検整備

3. 点検報告書の提出

指定管理者は、業務完了時に業務報告書を市へ提出すること。

4. その他

業務遂行上疑義が生じた場合、市と協議の上決定する。

5. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

温水熱源機フロン漏洩定期点検業務仕様書

本仕様書は、南相馬市民プールにおける温水熱源機フロン漏洩定期点検業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目166番地

2. 定期点検実施年度

令和8年度及び令和11年度

3. 対象機器

No.	機器名	仕様	数量
1	空冷電気ヒートポンプ式チラー熱源機 寒冷地仕様	インバーターポンプ内臓 寒冷地仕様 屋外設置型 空調波対策品 消費電力：49KW 運転電流：144A ※内臓ポンプ除く 冷媒 R410A 圧縮機容量制御 7～100% 各種安全装置・内臓循環ポンプ凍結防止運転機能・ 本体コントローラ・防振ユニット・ドレンパンヒータ圧力計 他付属品一式 冬季外気センサーによる強制送風機運転機能付	5台

4. 定期点検の実施者

フロン類及び第一種特定製品の専門点検の方法について十分な知見を有する者が自ら検査を行い、又は検査に立ち会うこと。

5. 業務内容

管理第一種特定製品からの異常音の有無についての検査並びに管理第一種特定製品の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無についての目視による検査並びに直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による検査を行う。

6. 点検報告書の提出

指定管理者は、業務完了時に業務報告書を市へ提出すること。

7. その他

業務遂行上疑義が生じた場合、市と協議の上決定する。

8. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

ろ布洗浄・定期分解作業業務仕様書

本仕様書は、南相馬市民プールにおけるろ布洗浄・定期分解作業業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目166番地

2. 作業実施年度

令和10年度

3. 業務内容

ろ布洗浄及び定期分解整備作業（5年に1回）

AI フィルター PA 150 215

- （1）ろ布洗浄（分解清掃作業）
- （2）整備作業（ろ布確認作業及び組立作業）
- （3）試運転調整

4. 業務報告書の提出

指定管理者は、業務完了時に業務報告書を市へ提出すること。

5. その他

業務遂行上疑義が生じた場合、市と協議の上決定する。

6. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

機械警備業務仕様書

本仕様書は、南相馬市民プールにおける機械警備業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目166番地

2. 業務内容

南相馬市民プールの警備業務を行う。

(1) 警備任務

- ① 火災、盗難及び不良行為の拡大防止
- ② 施設の秩序の維持保全
- ③ 事故確知時における関係先への通報連絡
- ④ 警備報告書の提出（毎月）

(2) 警備内容

- ① 機械警備とする。
- ② 特にやむを得ない事情により機械警備を実施できない場合は、変更事由を文書により提出し、承認を得て当該警備に代わる警備を行うものとする。

3. 警備方法等

(1) 機械警備

- ① 警備は24時間実施するものとする（ただし、使用時間は除く）。
- ② 上記において使用時間とは、施設使用者からの警備作動解除の信号を受けたときに始まり、警備装置作動開始の信号を受けるまでの時間とする。

(2) 警備機械の整備

- ① 受託者は受託者の使用する機械設備その他の器具を設置し、委託者に貸与し、委託者の専有に属するものとする。
- ② 受託者は警備機械設備に関し、正常な機能を維持するため保守点検を行い、常に正常作動を確認し、万一、警備機械の故障により異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講ずるとともに、機器の復旧を行うこと。
- ③ 警備機器の設置及び撤去に要する費用は受託者の負担とする。

(3) 警備体制条件

- ① 警備業務時間中、当該警報機により感知される異常の有無を委託者の定める管制本部に専用回線若しくは一般回線を通じ、自動的に通報するものとする。
- ② 受託者は、警備業務時間中、管制担当員を定め、施設の異常の察知を間断なく行い警備の安全を確立すること。
- ③ 受託者は、警備業務時間中前項により施設に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく警備員を当該物件に急行せしめ、異常事態の確認

を行い必要な処置を講ずること。

- ④ 受託者は異常事態の確認を行い、二酸化炭素等のガス消火設備その他人命に影響を及ぼす設備の作動、または異臭発生、その他の危険性を認めた場合、直ちに消防機関及びその他緊急連絡先に連絡するものとし、その後の異常の有無の点検、警報機器の操作、ガス消火設備等の操作及び鍵の解錠等を行わないものとする。
- ⑤ 受託者は上記異常事態が発生した場合、出動した消防機関に対する当該物件の最終入り口までの誘導、第三者の当外物件への入場の制止、可能な限りの初期消火を行うものとする。
- ⑥ 機械警備については断線監視システムにより常時監視体制をとるものとする。

(4) 人事、指揮運営

- ① 警備実施上必要な権限は、受託者に付与する。
- ② 警備員の人事及び警備に関する指揮、運営は受託者が行う。

4. 事故報告

事故発生の際は、速やかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告すること。

5. 損害賠償

- (1) 受託者は警備業務遂行中、受託者の過失（債務不履行の他、受託者の従業員の過失及び不法行為に関する受託者の使用者過失責任を含む。）により生じた委託者の損害については、下記賠償額を限度として保険により委託者に対し、その損害を補償するものとする。
- (2) 前項賠償限度額は、対人賠償、対物賠償合わせて1事故10億円也とする。
- (3) 前1、2項の委託者の損害賠償請求は、その損害発生の日から7日以内に書面をもって受託者に通告するものとする。委託者が前記通告を怠ったときは、受託者は委託者に対する損害賠償又は補償の責を免れる。

6. 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は両者相互に預託し、預託された鍵はそれぞれが厳重に取り扱い保管すること。

7. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

8. その他

- (1) 受託者はその他警備上必要と認める事項等について、委託者に指導、助言を行うものとする。

(2) 警備実施上、この仕様書に定めのない事項について必要ある限り、両者協議し本書に付加条項を添付する。

清掃業務仕様書

本仕様書は、南相馬市民プールにおける清掃業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目166番地

2. 業務内容

定期清掃（年1回）

No.	区分	清掃内容
1	床（玄関・エントランス・更衣室等）	ワックス除去、洗浄、ワックスがけ
2	窓ガラス	全面清掃

※但し、ワックスに関しては3年に1回を目安として実施すること

3. 業務報告書の提出

指定管理者は、業務完了時に業務報告書を市へ提出すること。

4. その他

業務遂行上疑義が生じた場合、市と協議の上決定する。

5. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

事業系一般廃棄物収集運搬業務仕様書

本仕様書は、事業系一般廃棄物収集運搬業務について、次のとおり定める。

なお、この仕様は業務の大要を列記したもので、詳細な部分については係員の指示により誠実をもって実施すること

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目166番地

2. 業務内容

(1) 収集する廃棄物の種類

収集する廃棄物については、下記の区分に従い収集するものとする。

No.	収集区分	分類区分（委託業者により分類）
1	可燃物	資源ゴミとして分類される紙類、ペットボトル、白色トレイを除く
2	不燃物	資源ゴミとして分別収集する缶類、瓶類を除く
3	瓶類	ビール瓶、一升瓶を除く
4	缶類	燃料用缶、缶詰、のり缶等
5	ペットボトル	リサイクルマーク1の記載のあるペットボトル
6	白色トレイ	リサイクルマーク6の記載のある白色トレイ
7	古紙類	新聞、チラシ、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙類

(2) 収集方法

可燃ごみを毎週2回、不燃ごみを毎月1回、資源ごみを毎月3回、回収すること。

ただし、収集日が振替休日及び祝日にあたり、次の収集日まで日数がある場合には、状況に応じ収集すること。

(3) 収集物の運搬先

収集した廃棄物は、下記の区分に従い搬入すること。

① クリーン原町センター：可燃物、不燃物

② リサイクルプラザ：缶類、瓶類、ペットボトル、白色トレイ、古紙類

3. 業務実施基準

(1) 関係法令の遵守

廃棄物収集運搬については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「南相馬市廃棄物の適正処理及び環境美化に関する条例、同規則」を遵守し、業務の重要性及び公共性を認識し、最も適切な方法で行うこと。

(2) 受託資格

当該業務を受託する者は、「一般廃棄物収集運搬業許可」の許可を受けた者若しくは申請中で取得見込みの者でなければならない。

4. 交通安全の確保

廃棄物収集運搬業務中は、交通安全と円滑な通行に努めるとともに、児童生徒はもとより一般人の通行に支障のないよう細心の注意を払い、交通事故防止に努めること。

5. 秘密の保持

本業務上知り得た秘密は、一切他に漏らしてはならない。

6. 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

7. その他

業務の遂行にあたっては、相互に信義を守り誠実に履行するものとし、業務の履行上生じた疑義その他については、法令その他慣習に従うほか相互に協議の上決定するものとする。

外構植栽管理業務仕様書

本仕様書は、南相馬市民プールにおける外構植栽管理業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

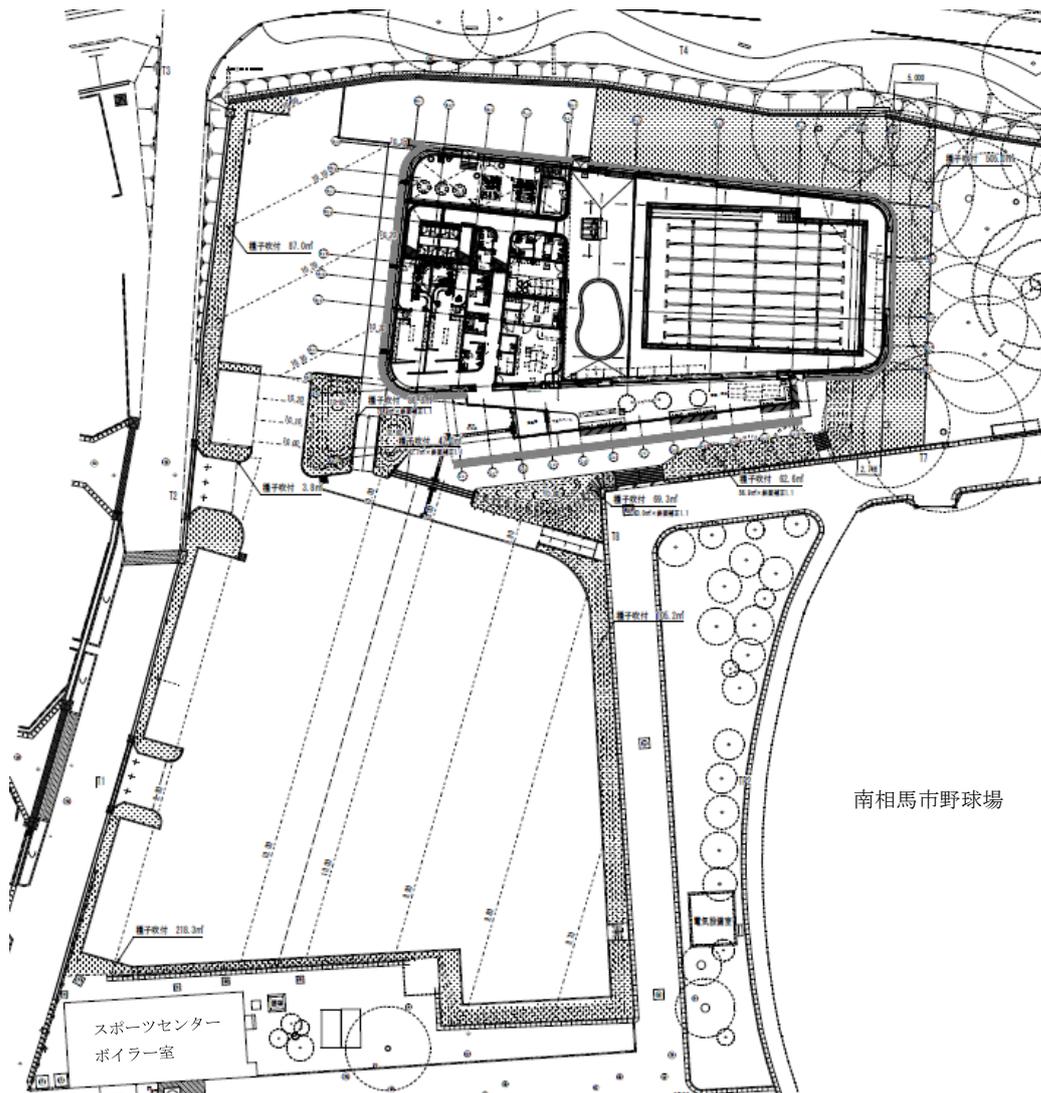
南相馬市原町区桜井町二丁目166番地

2. 業務内容

- (1) 植栽平面図網掛部分の除草作業
- (2) 除草作業に伴う除草剤の散布
- (3) 除草作業における施設の景観保持及び整地作業
- (4) 敷地内のごみ拾い作業
- (5) 上記作業後の処理物に関するの運搬処理作業

4. 業務エリア

植栽平面図網掛部分



4. 業務報告書の提出

指定管理者は、業務完了時に業務報告書を市へ提出すること。

5. その他

業務遂行上疑義が生じた場合、市と協議の上決定する。

6. 環境への配慮

南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

子ども向け水泳教室（幼児教室・小学生以上教室）業務仕様書

本仕様書は、子ども向け水泳教室業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目 1 6 6 番地

2. 業務内容等

(1) 目的

子どもの水に触れ合う機会の減少を解消することを目的とし、さらに子どもたちの泳力向上へと結びつける。

(2) 業務内容

心肺機能の向上、筋力強化、呼吸機能向上、体温調節機能向上、バランス能力向上、泳力向上等を目的とした水慣れから泳法までの指導。

(3) 実施期間

① 幼児教室

1 教室（コース）あたり年間 4 0 回、四半期ごとに全 1 0 回× 3 コース以上

例) 幼児教室（1 週間に 3 コースの場合）

	第一	第二	第三	第四	合計
A 火曜日コース	10 回	10 回	10 回	10 回	40 回
B 木曜日コース	10 回	10 回	10 回	10 回	40 回
C 土曜日コース	10 回	10 回	10 回	10 回	40 回
合計	30 回	30 回	30 回	30 回	120 回

② 小学生以上教室

1 教室（コース）あたり年間 4 0 回、四半期ごとに全 1 0 回× 7 コース以上

例) 小学生以上教室（1 週間に 7 コースの場合）

	第一	第二	第三	第四	合計
A 火曜日コース①	10 回	10 回	10 回	10 回	40 回
B 火曜日コース②	10 回	10 回	10 回	10 回	40 回
C 木曜日コース①	10 回	10 回	10 回	10 回	40 回
D 木曜日コース②	10 回	10 回	10 回	10 回	40 回
E 金曜日コース①	10 回	10 回	10 回	10 回	40 回
F 土曜日コース①	10 回	10 回	10 回	10 回	40 回
G 土曜日コース②	10 回	10 回	10 回	10 回	40 回
合計	70 回	70 回	70 回	70 回	280 回

- (4) 利用料金 (1人/回: 45分以上)
7,500円 (10回分/四半期につき)

3. 対象者

① 幼児教室

未就学児まで

② 小学生以上教室

小学生から高校生まで

成人向け水泳教室（初級者・初中級者教室）業務仕様書

本仕様書は、成人向け水泳教室業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目 1 6 6 番地

2. 業務内容等

(1) 目的

水泳を始めたいが、何から手を付けたら良いのかわからない水泳初級者・初中級者に対し、水との触れ合いや息継ぎなどの基本的な動作から、クロール、平泳ぎなどの泳ぎ方のポイントについて指導を行い、泳力を向上させる。

(2) 業務内容

心肺機能の向上、筋力強化、呼吸機能向上、体温調節機能向上、バランス能力向上、泳力向上等を目的とした水泳入門から四泳法の指導。

(3) 実施期間

①成人向け水泳教室（初級者）

1 教室（コース）あたり年間 4 0 回、四半期ごとに全 1 0 回× 2 コース以上

例) 成人向け水泳教室（初級者）（1 週間に 2 コースの場合）

	第一	第二	第三	第四	合計
A 月曜日コース	10 回	10 回	10 回	10 回	40 回
B 木曜日コース	10 回	10 回	10 回	10 回	40 回
合計	20 回	20 回	20 回	20 回	80 回

②成人向け水泳教室（初中級者）

1 教室（コース）あたり年間 4 0 回、四半期ごとに 1 0 回× 4 コース以上

例) 成人向け水泳教室（初中級者）（1 週間に 4 コースの場合）

	第一	第二	第三	第四	合計
A 火曜日コース①	10 回	10 回	10 回	10 回	40 回
B 火曜日コース②	10 回	10 回	10 回	10 回	40 回
C 木曜日コース	10 回	10 回	10 回	10 回	40 回
D 金曜日コース	10 回	10 回	10 回	10 回	40 回
合計	40 回	40 回	40 回	40 回	160 回

- (4) 利用料金 (1人/回 : 30分以上)
5,000円 (10回分/四半期につき)

3. 対象者

18歳 (高校生を除く) 以上

高齢者向け水中運動プログラム業務仕様書

本仕様書は、高齢者向け水中運動プログラム業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目166番地

2. 業務内容等

(1) 目的

水の抵抗や浮力を利用して、足腰に負担をかけずにできる水中運動をすることで、高齢者の運動不足解消を目的とする。

(2) 業務内容

浮力・水の抵抗・水圧を利用したストレッチ・筋力トレーニング等を行うことで、脚・腰の関節に負担をかけない有酸素運動を行う。

(3) 実施期間

1教室（コース）あたり年間40回、四半期ごとに10回×1コース以上

例) 高齢者向け水中運動プログラム（1週間に1コースの場合）

	第一	第二	第三	第四	合計
A月曜日コース	10回	10回	10回	10回	40回
合計	10回	10回	10回	10回	40回

(4) 利用料金（1人／回：30分以上）

5,000円（10回分/四半期）

3. 対象者

60歳以上を原則とする

健康水中運動プログラム業務仕様書

本仕様書は、健康水中運動プログラム業務について、次のとおり定める。

1. 業務場所

南相馬市原町区桜井町二丁目166番地

2. 業務内容等

(1) 目的

水中という特性を活かし関節に負担のかからない効果的な運動をすることで、市民の体力維持・向上を目的とする。

(2) 業務内容

心肺機能の向上、筋力強化、呼吸機能向上、体温調節機能向上、バランス能力向上等を目的とした軽運動やストレッチ等を行う。

(3) 実施期間

1教室(コース)あたり年間40回、四半期ごとに10回×2コース以上

例) 健康水中運動プログラム(1週間に2コースの場合)

	第一	第二	第三	第四	合計
A 火曜日コース	10回	10回	10回	10回	40回
B 金曜日コース	10回	10回	10回	10回	40回
合計	20回	20回	20回	20回	80回

(4) 利用料金(1人/回:30分以上)

5,000円(10回分/四半期)

3. 対象年齢

18歳(高校生を除く)以上